

品質表示基準の見直しについて

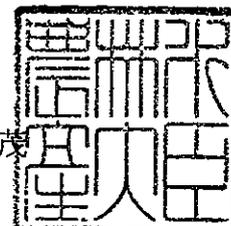
「混合ソーセージ」



20消安第7518号
平成20年10月15日

農林物資規格調査会

会長 沖谷明紘 殿



農林水産大臣 石破 茂

日本農林規格及び品質表示基準の改正について（諮問）

下記1から8までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記9から14までに掲げる品質表示基準の改正について、同法第19条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 ベーコン類の日本農林規格（昭和48年4月10日農林省告示第786号）
- 2 ハム類の日本農林規格（昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号）
- 3 ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第411号）
- 4 プレスハムの日本農林規格（昭和46年2月26日農林省告示第338号）
- 5 混合ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第412号）
- 6 熟成ベーコン類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2075号）
- 7 熟成ハム類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2073号）
- 8 熟成ソーセージ類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2074号）
- 9 ベーコン類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1652号）
- 10 ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）
- 11 ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1650号）
- 12 プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1648号）
- ⑬ 混合ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1651号）
- 14 混合プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1649号）

混合ソーセージ品質表示基準の見直しについて（案）

平成21年2月9日
農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、混合ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1651号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

混合ソーセージ品質表示基準について、

- （1）2種類以上の家畜等の臓器及び可食部分を使用した場合のまとめ書きの規定を廃止する
- （2）原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める等の改正を行う。

混合ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1651号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
<p>混合ソーセージ品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>混合ソーセージ品質表示基準 (趣旨) 第1条 混合ソーセージ（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
混合ソーセージ	次に掲げるものをいう。 1 家畜、家きん若しくは家兔 ^と の肉を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉したものの（以下単に「原料畜肉類」という。）又は家畜、家きん若しくは家兔 ^と の臓器及び可食部分を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉し又はすりつぶしたものの（以下単に「原料臓器類」という。）に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉し又はすりつぶしたものの（魚肉及び鯨肉の原材料に占める重量の割合が15%以上50%未満であるものに限る。）を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの（原料畜肉類及び原料臓器類の原材料に占める重量の割合が50%を超えるものに限る。2及び3において同じ。） 2 (略) 3 (略) 4 (略)	混合ソーセージ	次に掲げるものをいう。 1 家畜、家きん若しくは家兔 ^と の肉を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉したものの（以下単に「原料畜肉類」という。）又は家畜、家きん若しくは家兔 ^と の臓器若しくは可食部分を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉し又はすりつぶしたものの（以下単に「原料臓器類」という。）に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉し又はすりつぶしたものの（魚肉及び鯨肉の原材料に占める重量の割合が15%以上50%未満であるものに限る。）を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの（原料畜肉類及び原料臓器類の原材料に占める重量の割合が50%を超えるものに限る。2及び3において同じ。） 2 1に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の結着材料を加えたものであって、その原材料に占める重量の割合が15%以下であるもの 3 1又は2に、グリーンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたもの 4 1、2又は3をブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したもの
加圧加熱混合ソーセージ	(略)	加圧加熱混合ソーセージ	混合ソーセージのうち、120℃で4分間加圧加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したものをいう。
家 畜	(略)	家 畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。	臓 器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓又はひ臓をいう。
ケーシング	(略)	可 食 部 分	胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。
		ケーシング	次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。 1 牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道 2 コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム

(義務表示事項)

第3条 (略)

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、でん粉含有率の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、次の定めるところにより記載すること。

(7) 「豚肉」、「鯨肉」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「グリンピース」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(i) (略)

[削る。]

(ii) (略)

(義務表示事項)

第3条 でん粉、小麦粉、コーンミール等の結着材料を使用したものにあつては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、でん粉(加工でん粉を含む。)、小麦粉、コーンミール等の結着材料の含有率(以下「でん粉含有率」という。)とする。ただし、でん粉含有率が5%以下である場合は、この限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及びでん粉含有率の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 「混合ソーセージ」と記載すること。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあつては、「加圧加熱混合ソーセージ」と記載すること

イ ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したのものにあつては、アに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、次の定めるところにより記載すること。

(7) 「豚肉」、「鯨肉」、「グリンピース」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(i) 使用した畜肉、種もの又は結着材料が2種類以上である場合は、(7)の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(ii) 臓器及び可食部分は、(7)の規定にかかわらず、「臓器」又は「可食部分」の文字の次に、括弧を付して、「豚、牛」等と、家畜、家きん及び家兎の別の種類名を併記した名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、臓器または可食部分が1種類の家畜、家きん又は家兎のものである場合は、「豚臓器」または「豚可食部分」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(iii) 魚肉は、(7)の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ

<p>(エ) <u>使用した砂糖類が2種類以上の場合、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(表示禁止事項)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。</p> <p>(3) でん粉含有率 パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によることとし、同項第1号中「表示は別記様式により記載すること。」とあるのは、「表示は、名称、原材料名、でん粉含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に記載すること。」と読み替えるものとする。</p> <p>(表示禁止事項)</p> <p>第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項（品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。）については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）第2条の表の左欄に掲げる用語、「プレスハム」の用語、「混合プレスハム」の用語若しくはソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1650号）第2条の表の左欄に掲げる用語又はこれらと紛らわしい用語</p> <p>(2) 使用する原料畜肉類及び原料臓器類が2種類以上の家畜等のものであるものについて、当該原料畜肉類又は原料臓器類の一部の名称を特に表示する用語</p> <p>(3) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語</p> <p>(4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語</p>
--	---

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成20年10月22日（水）
14時～

場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 審議官挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・ベーコン類の日本農林規格
- ・ハム類の日本農林規格
- ・ソーセージの日本農林規格
- ・プレスハムの日本農林規格
- ・混合ソーセージの日本農林規格
- ・熟成ベーコン類の日本農林規格
- ・熟成ハム類の日本農林規格
- ・熟成ソーセージ類の日本農林規格

(2) 品質表示基準の見直しについて

- ・ベーコン類品質表示基準
- ・ハム類品質表示基準
- ・ソーセージ品質表示基準
- ・プレスハム品質表示基準
- ・混合ソーセージ品質表示基準
- ・混合プレスハム品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「ベーコン類」(案)
- 3 日本農林規格の見直しについて「ハム類」(案)
- 4 日本農林規格の見直しについて「ソーセージ」(案)
- 5 日本農林規格の見直しについて「プレスハム」(案)
- 6 日本農林規格の見直しについて「混合ソーセージ」(案)
- 7 日本農林規格の見直しについて「熟成ベーコン類」(案)
- 8 日本農林規格の見直しについて「熟成ハム類」(案)
- 9 日本農林規格の見直しについて「熟成ソーセージ類」(案)
- 10 品質表示基準の見直しについて「ベーコン類」(案)
- 11 品質表示基準の見直しについて「ハム類」(案)
- 12 品質表示基準の見直しについて「ソーセージ」(案)
- 13 品質表示基準の見直しについて「プレスハム」(案)
- 14 品質表示基準の見直しについて「混合ソーセージ」(案)
- 15 品質表示基準の見直しについて「混合プレスハム」(案)
- 16 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
◎ 香西 みどり	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
◎ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
◎ 川畑 正美	消費者
◎ 佐藤 節夫	社団法人日本食肉市場卸売協会副会長
◎ 西園 是洋	鹿児島県経済農業協同組合連合会代表理事理事長
○ 粟生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会副会長
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 長谷川 朝恵	消費者（消費生活アドバイザー）
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事
○ 松井 千輝	公募委員
○ 宮川 潤治	伊藤ハム株式会社生産事業本部品質管理部長
○ 山根 香織	主婦連合会会長

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(混合ソーセージ品質表示基準の一部改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H20.11.17～H20.12.16)

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント (募集期間：H20.12.8～H21.1.27)

受付件数 なし